

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は「わが社はもっと豊かな社会づくりに貢献する」ことを経営理念としており、この経営理念を実現し社会的責任を果たしていくため、法令等を誠実に遵守するとともに、高い倫理観と良識を持って企業活動を行ってまいります。

顧客、株主、取引先等、すべてのステークホルダーの期待と要求に応え、社会の信頼を確保していくため、コンプライアンス経営を推進し、公正で透明性のある企業経営を実践していくことを、コーポレート・ガバナンスの基本的な方針としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

< 補充原則1 - 2 : 議決権電子行使を可能とするための環境作り(議決権電子行使プラットフォームの利用等)や招集通知の英訳 >

当社は、現在、議決権電子行使のプラットフォームの導入を行っておりませんが、今後、国内及び海外の機関投資家比率を踏まえて議決権電子行使プラットフォームの導入を検討することといたします。なお、招集通知の英訳につきましては本年より開始いたしました。

< 補充原則4 - 1 : 後継者計画 >

当社は、最高経営責任者等の後継者計画の策定、運用の重要性について認識しており、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置いたしました。当社の経営理念及び経営戦略等を踏まえた最高経営責任者の資質の明確化、育成計画の策定及び任意の諮問委員会を活用した後継者計画の運用について、今後、検討してまいります。

< 補充原則4 - 3 : 4 - 3 : CEOの選解任 >

当社は、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置いたしました。今後、任意の諮問委員会が関与する選任及び解任手続き等について、十分に議論を重ねてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

< 原則1 - 4 : 政策保有株式 >

当社は、事業戦略、取引先との事業上の関係などを総合的に勘案し、投資先企業との取引関係の維持・強化により中長期的に企業価値の向上を図るという視点に立ち、政策保有株式を保有しています。

政策保有株式は、毎年度、個別・全銘柄について、中長期的な視野に立った保有意義や資産効率等を検証したうえで、取締役会にて保有の妥当性につき審議いたします。検証においては、各銘柄について、株式の時価と保有に伴う経済的便益との対照等により、資本コストに見合うものか、保有規模が適正か、などを定量的・定性的に精査し、継続保有の意義が認められるか否かを判定いたします。当該検証の結果、保有の意義が薄れた株式については売却により縮減する方針といたします。

また、政策保有株式に係る議決権の行使にあたっては、議案内容を精査のうえ、当該政策保有株式の保有目的にも照らしながら、当社及び当該取引先の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであるかの観点等から総合的に判断します。

< 原則1 - 7 : 関連当事者間の取引 >

当社は、関連当事者取引を開始する場合には、「関連当事者取引管理規程」に基づき、複数の独立社外取締役を含む取締役会において、取引の必要性及び取引条件の妥当性を審議したうえで、承認を得ることとしております。また、関連当事者取引を継続する場合にも、取引継続の必要性、条件の妥当性を確認するため、取締役会に定期的に報告することとしております。なお、関連当事者取引を実施した場合、法令等に基づき開示を要する重要性のある取引については、有価証券報告書において開示いたします。

また、当社では、関連当事者取引の該非の調査のため、取締役(監査等委員を除く。)及び監査等委員などを対象として、定期的に調査票による確認を行い、取引担当部門は新規取引先審査時に関連当事者の該非を確認する仕組みを構築しております。

< 原則2 - 6 : 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮 >

当社は、企業年金の積立運用が当社従業員の資産形成や当社の財政状態に影響を与える場合があることを考慮し、資産運用に必要な経験や資質を備えた人財戦略部人事企画・厚生グループの人財を運用担当者として配置し、その資質向上のため、継続的に年金運用担当者向けの外部セミナー等を受講する機会を提供しております。また、当社の企業年金は、運用を委託する外部運用機関より利益相反管理の方針について説明を受けるとともに、四半期毎の運用報告時に、スチュワードシップ活動の状況及び議決権行使結果についても報告を受けることにより、当該運用機関のモニタリングを適切に行っております。また、当社の企業年金は受託者責任の観点から、年金加入者である当社従業員にこれらの取組みの概要について社内イントラネットを通じて開示しております。

< 原則3 - 1 : 情報開示の充実 >

() 経営理念・方針を当社ウェブサイトに掲載しておりますので、ご参照ください。
経営理念・方針 (<https://www.n-kokudo.co.jp/company/rinen.html>)

() 当社のコーポレートガバナンスに対する基本的な考え方と方針については、本報告書の「1. 基本的な考え方」をご参照ください。

() 取締役(監査等委員を除く。)及び監査等委員の報酬の決定方針と手続については、本報告書の「1. [取締役報酬関係] 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

- ()取締役(監査等委員を除く。)及び監査等委員の選解任の方針と手続については、次のとおりです。
- 1 取締役(監査等委員を除く。)及び監査等委員の候補者の指名方針及び選任手続
 - (1)取締役(監査等委員を除く。)候補者の指名方針
取締役(監査等委員を除く。)候補者は次に定める要件をすべて満たす者とする。
 - 1)優れた人格・見識を有し、経営感覚に優れ、経営の諸問題に精通していること
 - 2)全社的な見地で客観的に分析・判断する能力に優れていること
 - 3)全社的な見地で積極的に自らの意見を申し述べるができること
 - 4)会社法第331条第1項各号に定める取締役の欠格事由に該当しないこと
 - (2)取締役(監査等委員を除く。)の選任手続
上記(1)の方針に基づく取締役(監査等委員を除く。)候補者を社外取締役及び監査等委員会の意見を聴取のうえ取締役会に提案し、株主総会の決議により選任する。
 - (3)監査等委員候補者の指名方針
監査等委員候補者は次に定める要件をすべて満たす者とする。
 - 1)上記(1)の1)から4)の各要件を満たすこと
 - 2)会社法第331条第3項に定める事由に該当しないこと
 - (4)監査等委員の選任手続
上記(3)の方針に基づく監査等委員候補者を、監査等委員会の同意を得たうえで取締役会に提案し、株主総会の決議により選任する。
 - 2 取締役(監査等委員を除く。)及び監査等委員の解任提案方針及び手続
 - (1)取締役(監査等委員を除く。)及び監査等委員の解任提案方針
取締役(監査等委員を除く。)及び監査等委員の職務の遂行に当たり、次に定める要件のいずれかに該当した場合、解任手続の検討を開始する。
 - 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係が認められる場合
 - 公序良俗に反する行為を行った場合
 - 健康上の理由から、職務の継続が困難となった場合
 - 法令、定款、その他規程に違反し、著しく企業価値を毀損させた場合
 - 選任基準の各要件を欠くことが明らかになった場合
 - (2)取締役(監査等委員を除く。)及び監査等委員の解任手続
上記(1)の方針に定める要件に該当する場合、取締役(監査等委員を除く。)の解任は、社外取締役及び監査等委員会の意見を聴取のうえ取締役会に提案し、株主総会の決議により行う。監査等委員の解任は、社外取締役の意見を聴取のうえ取締役会に提案し、株主総会の決議により行う。
- ()当社の取締役(監査等委員を除く。)及び監査等委員の選任理由は、次のとおりです。
- 1 取締役(監査等委員を除く。)
 - 朝倉 健夫：
朝倉健夫氏は、2013年8月から代表取締役社長として、当社グループの経営の指揮を執り、業績の向上や東京証券取引所への再上場を果たすなど、当社グループの企業価値向上に対して大きな功績をあげております。これらの実績や豊富な経験から、当社グループの持続的な成長に必要な人物であると判断し、取締役(監査等委員を除く。)として選任いたしました。
 - 曽根 一郎：
曽根一郎氏は、2018年8月に取締役に就任後、当社グループの重要な成長戦略の一つである関連事業を統括し、同事業の持続的成長の実現に取り組んでおります。同氏の豊富な業務経験と卓越した行動力は当社グループの企業価値向上に資すると判断し、取締役(監査等委員を除く。)として選任いたしました。
 - 井上 智：
井上智氏は、2018年8月に取締役に就任後、土木事業の責任者として強い指導力を発揮し積極的な事業運営を進めております。同氏は、豊富な業務経験と事業経営の知見を有しており、当社グループの持続的な成長に必要な人物であると判断し、取締役(監査等委員を除く。)として選任いたしました。
 - 西川 哲夫：
西川哲夫氏は、長年に亘る金融機関における豊富な経験を有するとともに、企業において代表取締役として経営に携わった経歴を有しており、2018年8月に取締役に就任後は、強い推進力を発揮し構造改革を実施しております。同氏の豊富な知見と高い戦略性は、当社グループの企業価値向上に資するとの判断から、取締役(監査等委員を除く。)として選任いたしました。
 - 望月 尚幸：
望月尚幸氏は、長年に亘る建設会社における豊富な経験を有するとともに建設業におけるコンサルタントとしての経歴から、建設事業における豊富な知見と高い戦略性を有しており、当社グループの企業価値向上に資すると判断し、取締役(監査等委員を除く。)として選任いたしました。
 - 高津 浩明：
高津浩明氏は、企業において代表取締役として経営に携わった経歴から豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社においては、2019年8月の取締役就任後、当社グループの業務執行に対する監督と、経営全般への助言を頂いていることから、社外取締役(監査等委員を除く。)として選任いたしました。
 - 2 監査等委員
 - 増成 公男：
増成公男氏は、当社の取締役や管理本部長等の要職を歴任しており、経営および当社グループの業務に関する幅広い経験と知見を有しております。これらの経験・実績に基づき、業務執行に対して客観的な視点で監査・監督いただけるものと判断し、監査等委員として選任いたしました。
 - 大橋 正春：
大橋正春氏は、最高裁判所裁判官、弁護士としての高い専門性と豊富な経験を有しており、2017年8月に監査等委員である社外取締役に就任後は、経営陣から独立した立場で取締役の職務執行を監査・監督して頂いております。今後も適切な監査・監督を頂くことで、当社グループのコーポレート・ガバナンス体制のより一層の強化を図れるものと判断し、社外取締役である監査等委員として選任いたしました。
 - 鴨志田 文彦：
鴨志田文彦氏は、金融機関や一般企業での幅広い実務経験を有するほか、豊富な海外業務経験を有しております。また、法務・コンプライアンスに関する高度な知見もあり、これらの経験・実績を踏まえ、取締役の職務執行について客観的な視点で公正に監査・監督を遂行いただけるものと判断し、社外取締役である監査等委員として選任いたしました。

当社の取締役会は、取締役会において決議、報告すべき事項を「取締役会規則」に定めており、経営戦略にかかわる事項等は、取締役会において審議のうえ、決議を得ることとしております。取締役会の決議を要しない事項については、「経営会議規則」「稟議等決裁基準規程」に基づき、事業の執行経験を豊富に有する取締役、執行役員を主なメンバーとする経営会議又は執行役員に適切に決定権限を委譲しており、機動的かつ効率的な意思決定が可能な体制を構築しております。

< 補充原則4 - 9 : 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質 >

社外取締役の独立性判断基準については、本報告書の「 1. 【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」をご参照ください。

< 補充原則4 - 11 : 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランスと多様性及び規模に関する考え方 >

当社は、多角的かつ十分な審議を行うため取締役会の多様性を考慮し、上記< 原則3 - 1 : 情報開示の充実 > () の指名方針に基づき、国籍、性別、年齢の区別なく人格、識見、能力等をもとに、当社グループの企業価値向上に貢献できる者を取締役(監査等委員を除く。)又は監査等委員に選任しております。業務執行取締役及び常勤監査等委員については、豊富な業務経験と業務上の専門知識を有することを重視して指名し、社外取締役については、建設業以外での豊富な知識及び経験を有することを重視し、独立性も考慮のうえ指名しております。取締役会の規模については、取締役会での審議を実効的かつ効率的に行うため、定款において取締役(監査等委員を除く。)は10名以内、監査等委員は5名以内と定めております。

< 補充原則4 - 11 : 取締役が上場会社役員を兼任する場合の対応 >

当社は、取締役(監査等委員を除く。)及び監査等委員の候補者の指名に当たり、他の会社の役員兼任状況を確認し、当社における役割・責務を果たすうえで制約を受けるものではないことを確認しております。また、当社の取締役(監査等委員を除く。)及び監査等委員が他の会社の役員に就任する場合も、引き続き当社における役割・責務を果たすうえで制約のないことを事前に確認しております。

取締役(監査等委員を除く。)及び監査等委員の他社役員の兼任状況は、毎年、有価証券報告書に開示しておりますので、ご参照ください。

< 補充原則4 - 11 : 取締役会全体の実効性についての分析・評価 >

当社の取締役会は、その役割・責務を適切に果たしているかを確認するため、2019年度の実効性評価を次のとおり実施いたしました。

(1) プロセス

取締役(監査等委員を除く。)及び監査等委員全員を対象に、取締役会の構成と運営等の6つの項目に関して、5段階のアンケートとフリーコメントを組み合わせた書面による自己評価を行い、当該評価の分析及び評価結果に基づき、取締役会の構成員で意見交換を行いました。

なお、本プロセスは、客観性を確保するため、外部機関のサポートを受け実施しております。

(2) 評価結果

全体として昨年度と比較し評価が低下した設問が増える傾向が見られましたが、これは社外取締役の増加等を受け、目指すべき水準が引上げされたことが要因と考えられます。但し、回答内容からはガバナンス体制の拡充が進んでいることが窺える結果となりました。一方で、中長期的な経営戦略等に関する議論のための時間を更に確保するために、報告事項の見直し等を行う必要があることが課題として挙げられました。

また、後継者計画を含む指名・報酬に関する議論の場として、指名・報酬に関する任意の諮問委員会の設置や、内部統制・リスク管理体制の構築についても検討事項として意見が示されました。

(3) 評価結果に基づく取組み

かかる結果を受け、当社は、2020年8月27日の取締役会にて任意の諮問委員会の設置を決議いたしました。また、取締役会審議の一層の充実に向け、報告事項に関する基準や内容、報告方法等の見直しを行い、中長期的な企業価値の向上のため、引き続き取締役会の機能向上に努めてまいります。

< 補充原則4 - 14 : 取締役に対するトレーニング方針の開示 >

当社は、取締役(監査等委員を除く。)及び監査等委員を対象として(トレーニングの内容により、執行役員も対象とします。)、外部専門家による定期的な研修、社外セミナー、eラーニングの提供等により、役員の役割・責務に係る理解を深めるために必要なトレーニングを実施しております。

定期的な研修については、トレーニングの実効性を向上させるため、当社を取り巻く事業環境、コーポレート・ガバナンス体制及び企業ステージ等を踏まえ、トレーニング内容を計画的に選定しております。

また、これらトレーニングに要する費用は、当社が負担しております。

[主なトレーニング提供実績]

取締役の義務と責任、株主代表訴訟、各種ハラスメントの防止、インサイダー取引の防止、コーポレート・ガバナンス対応、IRの役割と情報開示の重要性、監査等委員会監査に係る実務、従業員の不正防止と不祥事事例の考察、コンプライアンス研修等

< 原則5 - 1 : 株主との建設的な対話に関する方針 >

(1) 当社は、中長期的な企業価値の向上を図るため、取締役経営本部長が株主との対話を統括し、建設的な対話の実現に努めるものとします。また、実際の株主との対話に際しては、対話の目的等を勘案のうえ、当該取締役の判断等により、対話者を決定するものとします。

(2) 当社は、株主に正確かつ有益な情報開示を行うため、経営本部がIRを担当するとともに、必要に応じ関連部署との情報共有、ミーティングを実施し、有機的に社内連携を図ることで、上記(1)の対話者を補助するものとします。

(3) 当社は、個別面談以外の株主との対話手段として、定期的に決算説明会を開催するほか、当社のホームページにおけるIRページを通じた情報発信を行うものとします。対話手段のさらなる充実化については、株主の意見、要望等を踏まえ、必要に応じ検討するものとします。

(4) 当社は、株主との対話を通じて把握した意見、懸念事項のうち重要なものについて、適宜取締役会に報告することとし、当社グループの企業活動に適切に活用するものとします。

(5) 当社は、「インサイダー取引防止規程」に基づきインサイダー取引の防止を図るとともに、「適時開示規程」を制定し、公平、迅速かつ適時の情報開示を行うとともに、フェア・ディスクロージャーを徹底するものとします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本国土開発持株会	8,032,000	9.09
株式会社ザイマックス	5,865,000	6.63
株式会社西京銀行	4,300,000	4.86
みずほ信託銀行株式会社(一般財団法人日本国土開発未来研究財団口)	4,000,000	4.52
株式会社三菱UFJ銀行	3,500,000	3.96
アジア航測株式会社	3,189,000	3.60
前田建設工業株式会社	3,000,000	3.39
日本基礎技術株式会社	2,900,000	3.28
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,547,000	2.88
三井住友海上火災保険株式会社	2,456,000	2.77

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

更新

1. 上記の他、自己株式を9,900,546株保有しております。
2. 上記自己株式9,900,546株には、株式給付信託(J-ESOP)導入において設定した信託E口が保有する1,212,800株を含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	5 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高津 浩明	他の会社の出身者											○
大橋 正春	弁護士								○			
鴨志田 文彦	他の会社の出身者											○

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高津 浩明		○	_____	高津浩明氏は、企業において代表取締役として経営に携わった経歴を有しており、豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社グループの業務執行に対する監督と、経営全般への助言を頂くため社外取締役に選任しております。 同氏は、当社が定める独立性判断基準に抵触せず、実質的にも一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

大橋 正春	○	○	大橋正春氏は、東啓綜合法律事務所に所属しており、当社は同事務所から、顧問契約等に基づき法律面での助言を受けております。 同事務所が当社から収受している対価は、役員報酬及び訴訟費用等偶発的な支払いを除き、過去3年間の平均で1千万円未満であり、本報告書の「1. [独立役員関係] その他独立役員に関する事項」に記載する当社の社外取締役の独立性判断基準に抵触しないことから、独立性を有していると判断しております。	最高裁判所裁判官、弁護士としての高い専門性と豊富な経験を当社の取締役会の意思決定に対する監督を期待するものです。 同氏は、左記のとおり当社が定める独立性判断基準に抵触せず、実質的にも一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
鴨志田 文彦	○	○	——	鴨志田文彦氏は、金融機関や一般企業での幅広い実務経験を有するほか、豊富な海外業務経験を有しております。また、法務・コンプライアンスに関する高度な知見もあり、これらの経験・実績を踏まえ、取締役の職務執行について客観的視点で公正に監査・監督を遂行いただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役に選任しております。 同氏は、当社が定める独立性判断基準に抵触せず、実質的にも一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務は、内部統制推進室において補助することとしています。内部統制推進室に属する補助使用人は、監査等委員会が指示する業務に優先して従事するものとしております。また、補助使用人の人事異動、人事評価については、監査等委員会の同意を必要とし、取締役(監査等委員を除く。)からの独立性を確保しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人から、年間監査計画や各四半期のレビュー結果の報告並びに期末の監査報告を受け、また監査の実施状況について意見交換を行い、必要に応じて監査に立ち会うなど、適宜会計監査人との連携を図っております。
また、監査等委員会は、内部監査部門である内部統制推進室と定期的に情報交換の場を持ち、監査方針及び監査計画について協議する他、内部監査結果について適時報告を受ける等、緊密な連携を保持しております。
監査等委員会、内部統制推進室、会計監査人は、それぞれの間で緊密な連携を保つことにより、監査の有効性と効率性の向上に努めることとしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無 更新	あり
--	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	4	1	1	3	0	0	社内取締役

報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	4	1	1	3	0	0	社内取締役
------------------	-------	---	---	---	---	---	---	-------

補足説明 更新

取締役及び執行役員の指名ならびに報酬等について、社外取締役の知見および助言を適切に確保し審議することにより、指名・報酬等に関する決定プロセスの公平性・透明性・独立性の強化を行い、コーポレートガバナンス機能の更なる充実を図ることを目的に、取締役会の任意の諮問機関として、指名・報酬委員会を設置いたしました。委員会は3名以上で構成し、その過半数を独立社外取締役といたします。また、委員長は委員の中から委員会の決議によって、選定いたします。

指名・報酬委員会は、取締役会の諮問に基づき、主に次に掲げる事項について審議し、答申を行います。
なお、(1)及び(2)に関する事項につきましては、対象の範囲に重要な子会社を含むものといたします。

- (1) 取締役の選任および解任に関する株主総会議案
- (2) その他、取締役、執行役員の選任および取締役、執行役員の解任に関する事項
- (3) 取締役および執行役員の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針
- (4) 取締役および執行役員の個人別の報酬等の内容
- (5) その他、取締役および執行役員の報酬等に関する事項
- (6) 取締役および執行役員の後継者育成計画の内容に関する事項
- (7) 前各号を決議するために必要な基本方針、規則および手続等の制定、変更、廃止

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社では、独立役員の資格を満たす社外取締役を全て独立役員に指定しております。なお、社外取締役については、東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準及び次に定める当社の社外取締役の独立性判断基準を踏まえ、社外取締役が勤める法人・団体との取引関係等を勘案のうえ、選任しております。

社外取締役の独立性判断基準

社外取締役の独立性を客観的に判断するため以下に掲げる基準を定め、原則としていずれも該当しない者は、独立性を有しているものと判断する。

- (1) 当社及びその子会社(以下「当社グループ」とする)の業務執行者。(注1)
その就任前10年間に於いて当社グループの業務執行者であった者。但し、その就任の前10年内のいずれかの時において当社の非業務執行取締役、監査役又は会計参与であったことがある者にあっては、それらの役職への就任前10年間に於いて当社グループの業務執行者であった者。
- (2) 当社の現在の主要株主(注2)又は、その業務執行者。
- (3) 当社が主要株主となっている法人の業務執行者。
- (4) 当社を主要な取引先とする者(注3)又は、その業務執行者。
- (5) 当社の主要な取引先である者(注4)又は、その業務執行者。
- (6) 当社から役員報酬以外に多額の金銭(注5)、その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体(以下「法人等」とする)である場合には、当該法人等に所属する者)。
- (7) 当社から多額の寄付(注6)を受けている者又は、その業務執行者。
- (8) 当社の主要な借入先(注7)又は、その業務執行者。
- (9) 当社の業務執行者を役員に選任している会社の業務執行者。
- (10) 過去3年間に於いて、上記(2)から(9)までのいずれかに該当していた者。
- (11) 上記(1)から(10)までのいずれかに該当する者の近親者。(注8)
- (12) その他、当社と利益相反関係が生じうる特段の事由が存在すると認められる者。

前項のいずれかに該当する場合であっても、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと実質的に判断され、かつ会社法に定める社外取締役の要件を満たし、当該人物の人格、見識、経験等に照らして当社の独立社外取締役としてふさわしいと考える人材については、その理由を説明及び開示したうえで独立社外取締役として選任することができる。

注1:業務執行者とは、法人等の業務執行取締役、執行役員、支配人、その他これらに準じる者及び使用人をいう。

注2:主要株主とは、議決権のある株式のうち10%以上を所有する株主をいう。

注3:当社を主要な取引先とする者とは、直近事業年度における当社との取引額が当該取引先の連結売上高の2%を超える者をいう。

注4:当社の主要な取引先とは、直近事業年度における当社の当該取引先との取引額が、当社の連結売上高の2%を超える者をいう。

注5:多額の金銭とは、当社から収受している対価(役員報酬及び訴訟費用等偶発的な支払いを除く)が、過去3年間の平均で1千万円を超える金額又は、当該法人等の総収入の2%を超える金額のいずれか高い方をいう。

注6:多額の寄付とは、直近事業年度において収受した寄付金につき、収受した者が個人の場合は年間1千万円を超える金額を、その者が法人等である場合は、当該法人等の総収入の2%を超える金額をいう。

注7:主要な借入先とは、直近事業年度にかかる事業報告において主要な借入先として氏名が記載されている者をいう。

注8:近親者とは、二親等内の親族をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

単年度実績に対する取締役のコミットメントとしての性質を勘案し、連結業績を踏まえた業績連動型の役員賞与を導入しております。
また、中長期の当社グループの企業価値向上および当社株主との利益の共有を図る観点から、業績及び取締役各々が担う役割・責任等を総合して勘案する株式報酬を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、子会社の取締役、その他

該当項目に関する補足説明

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役（監査等委員を除く。）、監査等委員及び執行役員並びに当社子会社の取締役に対し、今日に至るまでの功績を讃えと共に、業績向上に対する意欲や士気を一層高めること、また取締役の企業価値向上に向けた監督への意識を一層高めることにより、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として、ストック・オプションとして新株予約権を付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

2020年5月期における当社の役員区分ごとの報酬等の総額は以下のとおりであります。

- ・取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）に対する報酬等の総額 195百万円
- ・監査等委員（社外取締役を除く。）に対する報酬等の総額 17百万円
- ・社外役員に対する報酬等の総額 21百万円

取締役の支給人員、報酬等の額には2019年8月29日開催の当社第90期定時株主総会終結の時をもって退任しました取締役4名（うち監査等委員2名）を含んでおります。

上記取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）の報酬等の額195百万円には、当事業年度に計上した役員賞与引当金繰入額90百万円を含んでおります。

2017年8月30日開催の当社第88期定時株主総会において取締役（監査等委員を除く。）の報酬額は年額240百万円以内、監査等委員の報酬額は年額48百万円以内と決議されております。また、2019年8月29日開催の第90期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く。）の年額報酬のうち、譲渡制限付株式報酬制度（以下、本制度という）に基づき支給する金銭報酬債権の総額は、年額3,600万円（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません）及び本制度により当社が新株式の発行または自己株式の処分をする普通株式の総数は、年10万株以内と決議されております。

当事業年度末の在籍人員は、取締役6名（うち社外取締役1名）、監査等委員3名（うち社外取締役2名）であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役（監査等委員を除く。）及び監査等委員の報酬額の決定方針は、「役員報酬規程」等に基づき、次のとおり定めております。

1. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬額の決定方針

(1) 報酬の基本方針

- 1) 当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を強く動機づけるものであること
- 2) 取締役等にとって、経営戦略・経営計画の完遂、年度計画の達成を動機付ける業績連動性の高い報酬制度であること
- 3) 持続的成長を担う優秀な人材を確保できる報酬水準であること
- 4) 株主との利益意識の共有を高めるものであること
- 5) 報酬の決定プロセスは透明性・客観性の高いものであること

(2) 報酬の構成

取締役等の報酬は、固定報酬及び短期インセンティブとしての金銭による報酬（賞与）と中長期インセンティブとしての株式報酬から構成される変動報酬とする。

(3) 変動報酬決定方法

- 1) 賞与報酬は、単年度業績に対する取締役等のコミットメントとしての性質を勘案し、会社の業績（連結営業利益、連結経常利益、親会社株主に帰属する連結当期純利益等）および個人の業績等の貢献度に基づき決定する。
- 2) 株式報酬は中長期の当社グループの企業価値向上および当社株主との利益の共有を図る観点から、業績及び役員各々が担う役割・責任等を総合的に勘案し決定する。

(4) 決定のプロセス

- 1) 取締役の年額報酬は、株主総会においてその総枠（株式報酬等付与のための金銭報酬債権の総額及び新株式発行又は自己株式処分に係る株式総数を含む）を決議し、各人別の報酬額は、算定基準に基づき算出し、取締役会で決議する。尚、当該配分方法の取扱いについて、例外的に取締役会の決議によって社長に委任することができるものとする。
- 2) 役員報酬の妥当性及び審議プロセスの透明性・実効性を担保するため、役員報酬規程の制改定は監査等委員会（社外取締役が過半数とな

る構成)における協議を経て、取締役会で決定する。

2. 監査等委員の報酬額の決定方針

(1) 方針

- 1) 監査等委員の役割・責務に相応の水準とすること
- 2) 経営人財の維持・確保に資する体系、水準とすること

(2) 報酬体系

監査等委員の報酬体系は、上記(1)の方針を踏まえ、監査等委員の職務と責任を考慮して、基本報酬及び会社法に定める非金銭報酬、並びにその他の報酬とする。

(3) 決定手続

月額報酬は、あらかじめ株主総会において決議された報酬額の範囲内で、監査等委員の協議で決定する。上記(2)報酬体系と異なる株主総会決議がある時は、それに従う。

【社外取締役のサポート体制】 更新

社外取締役に対しては、常勤監査等委員、監査等委員会事務局及び経営企画部がサポートを行っており、取締役会資料の事前配布・説明、監査等委員会監査に係る支援等を行い、必要な情報提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

< 取締役会 >

取締役会は、取締役(監査等委員を除く。うち社外取締役1名)6名及び監査等委員3名(うち社外取締役2名)で構成され、毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、法定専決事項、その他経営に係る重要事項等に関する審議・決定を行うとともに、業務の執行状況に関する監督、経営計画の進捗状況の確認等を行っております。

また、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会機能の強化と経営効率の向上を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員の任期は1年とし、一部の執行役員については、取締役(監査等委員を除く。)が兼務しております。

< 経営会議 >

業務執行に関する個別の経営課題について適時協議するため、取締役・執行役員等によって構成される経営会議を設置し、原則として毎月2回開催しております。

< 監査等委員会 >

監査等委員会は、3名の監査等委員(うち社外取締役2名)で構成されており、常勤監査等委員1名を選定しております。監査等委員会は、毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時監査等委員会を開催し、監査等委員は、監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席、重要書類の閲覧等により、取締役の職務執行状況について監査、監督することとしております。

< 指名・報酬委員会 >

社外取締役の知見および助言を適切に確保し審議することにより、取締役及び執行役員の指名・報酬等に関する決定プロセスの公平性・透明性・独立性の強化を行うことを目的として、委員の過半数が独立社外取締役で構成された取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会を設置しております。

指名・報酬委員会は、取締役及び執行役員の指名ならびに報酬等について審議し、取締役会に答申を行います。

< 内部統制推進委員会・内部統制推進室 >

コンプライアンス及びリスク管理を全社的に取組むための組織として内部統制推進委員会を設置しております。内部統制推進室は、社長直轄組織として内部統制システムの整備、運用、コンプライアンス活動、リスク管理の推進及び内部監査を実施しております。

< 会計監査の状況 >

会計監査については、有限責任監査法人トーマツを選任しております。同監査法人及び当社の監査業務に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別な利害関係はなく、同監査法人からは、独立監査人としての公正・不偏な立場から監査を受けております。

< 責任限定契約の内容 >

当社は会社法第427条第1項に基づき、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員会設置会社制度を採用しております。

コーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実を図るため、複数の社外取締役を含む監査等委員で構成する監査等委員会を置くことにより、取締役会の監督機能を一層強化し、経営の透明性の確保や効率性の向上を図るため、この体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社では、株主による議決権行使上の利便性向上のため、早期発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算期は5月であり、株主総会集中日にはあたりません。
電磁的方法による議決権の行使	本年より、電磁的方法による議決権の行使を導入いたしました。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	今後、国内及び海外の機関投資家比率等を踏まえて、議決権電子行使プラットフォームの利用を検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	本年より、招集通知(要約)の英訳を導入いたしました。
その他	株主総会において、事業報告等は、映像とナレーションを用いて説明しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説 明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを策定しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	株主の意見、要望等を踏まえ、必要に応じ検討してまいります。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を定期的に開催していく予定であります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	株主の意見、要望等を踏まえ、必要に応じ検討してまいります。	なし
IR資料のホームページ掲載	IR資料(有価証券報告書、四半期報告書等の決算情報及び電子公告の情報等)をホームページに掲載しております。 https://www.n-kokudo.co.jp/ir/index.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営本部に担当者を設置	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの立場を尊重し、企業としての社会的責任を果たすため、法令のみならず社会規範の遵守及び企業倫理の確立を目的とした「企業倫理行動指針」を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	・環境保全の一環として、「ISO14001」の認証を2005年に取得しました。 ・当社経営理念である「もっと豊かな社会づくりに貢献する」のもとCSR活動の一環として、国連の定める持続可能な開発目標(SDGs)の達成に取り組んでおります。活動状況は、当社ホームページで公表しております。 https://www.n-kokudo.co.jp/sp/sdgs.html
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「企業倫理行動指針」をうけ「適時開示規程」において企業情報を積極的かつ公正に開示することを定めております。

その他

・健康経営の取り組み

ダイバーシティ&インクルージョンの活動として、経営トップ自ら健康管理最高責任者(CHO)となり、2018年9月に「健康経営宣言」を制定。会社、健康保険組合、従業員組織であるコミュニケーション協議会が蜜に連携を取りながら実施しております。また各職場から募った「健康経営サポーター」が各自の目標を宣言し活動を報告・発信するなど、従業員の主体的な運動推奨を行っています。この活動推進に対して、従業員の健康管理を経営的な視点で考え戦略的に取り組んでいる上場企業として、「健康経営銘柄2020」に選定されました。

・ダイバーシティへの取り組み

当社において、多様化するニーズを的確に捉え、柔軟に対応しつつ新たなことにチャレンジする企業文化の構築が、経営戦略上重要であると考え、2014年 にダイバーシティ基本方針である「Diversity Evolution」を策定しました。

この基本方針のもと、従業員の様々なライフステージに合わせた活躍を推進するため、コース転換制度、育児・介護フレックス制度、時短勤務制度等を導入しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、業務の適正を確保するための体制を整備するため、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を次のとおり定めております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス及びリスク管理を全社的に取組むための組織として、「内部統制推進委員会」を設置する。本委員会は、「内部統制推進委員会運営規程」の定めるところにより、コンプライアンス及びリスク管理を運営・推進する。また内部監査部門として社長直轄組織の「内部統制推進室」を設置する。

「企業倫理行動指針」、「コンプライアンス規程」を制定し、取締役及び使用人が法令及び定款に適合した行動をとるための守るべき行動基準を明確にする。

「コンプライアンス宣言」や前項の指針、規程並びに取締役及び使用人が遵守しなければならない主要法令等を掲載した「コンプライアンスハンドブック」を作成・配布し、取締役及び使用人への教育・研修を実施する。

法令等違反に関する相談・通報を受け付ける内部通報制度として内部通報規程を定め、社内窓口として内部統制推進室に「コンプライアンス相談室」を設置するほか、社外に外部通報窓口を設置する。

コンプライアンス確保のため、内部統制推進室による内部監査を、定期的実施する。

暴力団等反社会的勢力や団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断し排除する体制を整備して適切に対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、情報に関する体制整備策として、取締役の職務執行・意思決定に係る情報は、各種議事録及び決裁書類等の文書等により保存するものとし、それら文書等の保存期間その他の管理方法については、法令及び「取締役会規則」、「経営会議規則」、「文書取扱規程」等の社内規則の定めるところによる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に関する体制を整備するため、「リスク管理規程」、「リスク管理マニュアル」を制定する。また、会社が緊急事態に直面した場合の対応方法については、「緊急事態対応要領」の定めるところにより、社長を本部長とする対策本部を設置し対応する。

受注案件等を審査する機関として「審査委員会」を設置し、受注リスクの防止・低減に努める。

電子情報・情報システム等の利用に関しては、情報漏洩・不正使用等を防止するため、取締役及び使用人の遵守事項を定めた「セキュリティポリシー」により情報管理体制を整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

取締役及び使用人の職務権限・役割分担及び重要事項決裁基準の明確化を通しての効率的な業務執行については、「職制分掌規程」、「稟議等決裁基準規程」の定めるところによる。

「執行役員制度」の導入により、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会機能の強化と、経営効率の向上を図る。

取締役・執行役員等によって構成される「経営会議」を設置し、業務執行に関する個別の経営課題について協議・決定できる体制とする。なお、「経営会議」は原則として毎月2回開催する。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社における業務の適正を確保するため、当社の「企業倫理行動指針」や「コンプライアンス規程」、「内部通報規程」等を子会社に準用するほか、「コンプライアンスハンドブック」の子会社への配布、コンプライアンス教育の実施等、当社に準じたコンプライアンス体制を構築、運用する。

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社における重要事項の決定に関して、当社への事前協議、報告を求めるほか、必要に応じて当社の役員又は使用人を子会社の取締役又は監査役として派遣し、適切な監督、監査を行う。

子会社の業績、資金状況その他重要な事項については、「関係会社管理規程」に従い当社への報告事項とする。

当社は、子会社に対し、必要に応じて、コンプライアンス担当部署を設置させる。

内部統制推進室は、子会社の業務執行の適法性、効率性に関する監査を定期又は臨時に実施する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査等委員会が実効的な監査を行なうため、監査等委員会の職務を補助する使用人を内部統制推進室に配置する。

上記補助使用人の人事異動、人事評価については、監査等委員会の同意を必要とする。

上記補助使用人は、監査等委員会に係る業務を優先して従事する。

監査等委員会は、必要に応じて、内部統制推進室に対して具体的な指示を行うことができる。指示を受けた内部統制推進室は、その指示の実行に際して取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令を受けない。

7. 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について、直ちに当社の監査等委員会に報告する。

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、取締役会において定期的に業務執行状況等を報告するとともに、必要に応じて、監査等委員会に対し監査等委員会の監査等に必要な事項を報告する。

監査等委員会は、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に対して職務の執行等に関し報告を求めることができるものとする。

監査等委員は、当社の取締役会その他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、いつでも取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人に、その説明を求めることができるものとする。

監査等委員は、内部統制システムの運営・推進状況を監視するため、「内部統制推進委員会」に出席するとともに、「コンプライアンス相談室」に対し、内部通報状況等の報告を求めることができるものとする。

8. 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会へ報告した者に対して、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けることがないよう、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に周知徹底する。

9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務に必要であると認められる費用又は債務を負担する。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長は、監査等委員会と定期的に意見交換の場を持ち、コンプライアンス面や内部統制の整備状況等について意見を交換し、相互の意思疎通を図る。

内部統制推進室は、監査等委員会と定期的に情報交換の場を持ち、監査方針及び監査計画等について監査等委員会と協議するほか、内部監査結果について適時報告するなど緊密な連携を保持する。

内部統制システムの運用状況の概要は、下記のとおりとなります。

(1)コンプライアンスに関する体制

内部統制推進委員会を毎期期初に定期開催するほか、必要に応じて適宜開催し、コンプライアンス体制の整備や諸施策の実施状況の監視、確認及び今後の活動計画の策定を行い、企業倫理・法令遵守の徹底によるコンプライアンス体制の確立を図っております。

「企業倫理行動指針」、「コンプライアンス規程」や主要法令等を掲載した「コンプライアンスハンドブック」を発行して全役職員に配布し、守るべき行動基準を明確にしております。

法令違反に関する相談・報告を受け付ける内部通報窓口として、内部統制推進室に「コンプライアンス相談室」を設置しているほか、社外に外部通報窓口を設置しております。また、内部統制推進室は、「コンプライアンス相談室」の運用状況を内部統制推進委員会及び監査等委員会に報告しております。

コンプライアンス意識の更なる向上と定着を図るため、全役職員を対象にeラーニングシステムによるコンプライアンス教育を定期的を実施しております。

新入社員研修のほか、定期的を実施される社内研修時にコンプライアンス教育を実施しております。

(2)リスク管理に関する体制

リスク管理に関する体制を整備するため、「リスク管理規程」、「リスク管理マニュアル」を制定しております。また、会社が緊急事態に直面した場合の対応方法については、「緊急事態対応要領」の定めるところにより、社長を本部長とする対策本部を設置し対応することとしております。

受注案件等を審査する「審査委員会」を原則毎週開催して、受注リスクの防止・低減に努めております。

電子情報・情報システム等の利用に関しては、情報漏洩・不正使用等を防止するため、役員・社員等の遵守事項を定めた「セキュリティポリシー」により情報管理体制を整備しております。

「内部統制推進委員会」の下部組織である「内部統制運営推進部会」を定期的で開催し、リスクの抽出、対策の検討を行い、その結果を内部統制推進委員会、取締役会に報告するものとしております。

BCP(事業継続計画)を策定し、計画に基づく安否確認訓練、避難訓練を実施しております。

(3)取締役の職務の執行が効率的に行われるための体制

取締役会の開催日について「取締役会年間開催計画」を策定し、予め示すことでスケジュールの確保、資料の事前提出、議案説明を効率的に行える体制を構築しております。

取締役・執行役員等によって構成される「経営会議」を原則毎月2回開催し、業務執行に関する個別の経営課題について決議し、また協議したうえで、取締役会に諮る体制を構築しております。

(4)子会社の経営管理に関する体制

子会社における重要事項の決定に関して、当社への事前協議、報告を求めること等を定めた「関係会社管理規程」を制定し、管理する体制を構築しております。また、必要に応じて当社の役員又は使用人を子会社の取締役又は監査役として派遣しております。

子会社の役員及び使用人のコンプライアンス意識の更なる向上と定着を図るため、コンプライアンス教育を、当社と同様に子会社においても実施しております。

(5)監査等委員会への報告、並びに監査等委員会の監査が実効的に行われるための体制

監査等委員は、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、社長、会計監査人、内部統制推進室との定期的な会合において、情報・意見の交換を行い監査の実効性を高めております。また、各部署及び子会社から適宜業務現況等の報告を受けております。

監査等委員及び監査等委員会による円滑な監査遂行のため、監査等委員会の事務局を内部統制推進室内に設置しております。

(6)内部監査に関する体制

内部統制推進室は、本社、各事業所、作業所及び子会社の業務執行の適法性、効率性等に関する監査を定期的の実施して、内部統制システムの整備運用状況を監視・指導しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)基本的な考え方

当社は、暴力団等反社会的勢力や団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断し排除する体制を整備して適切に対応することとしております。

(2)整備状況

当社は、「企業倫理行動指針」に則り、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては断固たる態度で臨むことを定め、グループ一体で一切の関係を遮断することに取り組んでおります。

組織的な対応を推進するため、経営本部総務部を対応担当部署とし、管轄警察署、関係機関が主催する連絡会等で反社会的勢力関連情報の収集・管理を行うとともに、弁護士等外部の専門機関と適宜相談・連携しながら、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害の防止に努めております。

また、社内規程において具体的な対応措置を規定するとともに、主管部署の設置、対応マニュアルの整備などの取組みを行っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

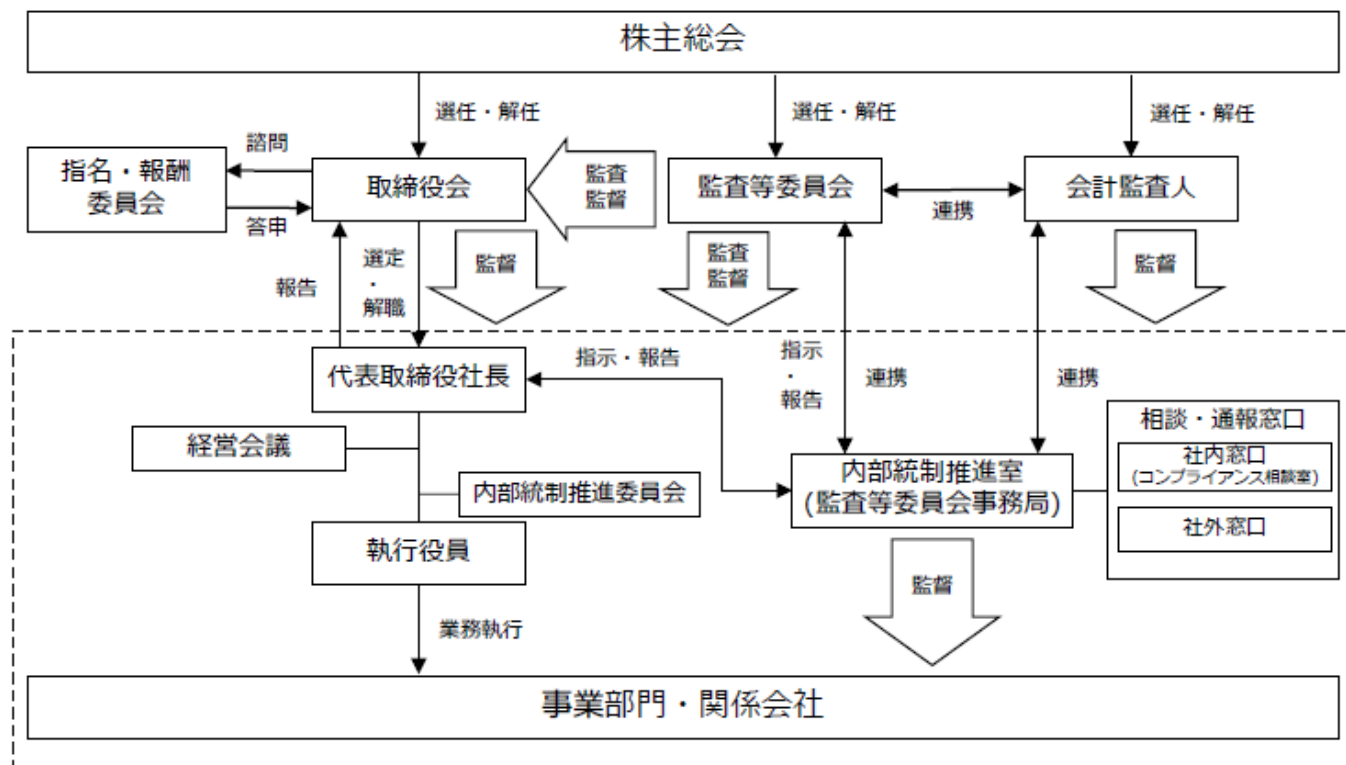
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

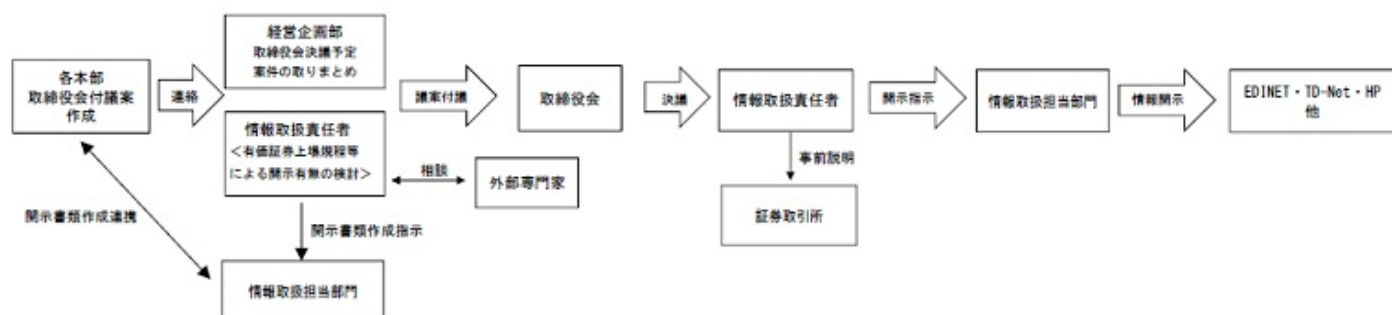
今後も予定しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

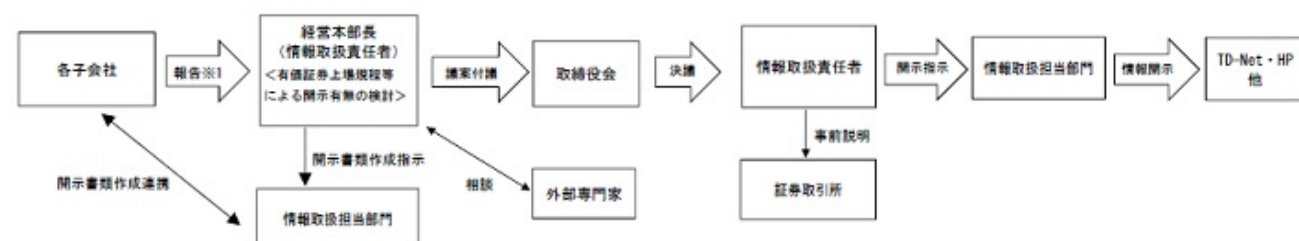


【適時開示体制の概要（模式図）】

＜当社における決定事実、決算に関する情報等＞



＜子会社（関係会社管理規程に定める子会社）の決定事実に関する情報等＞



※1 関係会社管理規程に基づく報告

＜当社グループに係る発生事実およびその他に関する情報＞

